

# 生涯学習活動団体遵守事項

旭川市公民館生涯学習活動団体登録要綱（以下、「要綱」という。）の要件を満たし、生涯学習活動団体として登録された団体（以下、「登録団体」という。）は登録期間中、要綱に定める事項と次の事項を守ってください。

## ■ 使用申請

「公民館使用（使用料減免）申請書」は申請日の属する月の翌々月分まで申請できます。使用日の前月10日までに申請がない場合は、使用日の属する月は活動がないものとして取り扱いません。なお、申請前に公共的な使用等が予定される場合は、室の使用ができないことがあります。

## ■ 使用の取消・変更

使用申請後、都合で活動を中止する場合や、真にやむを得ない理由により使用日・室・時間帯等を変更する場合は、「公民館使用（使用料減免）承認書」を持参の上、公民館に備えております「公民館使用取消（変更）申請書」を速やかに提出してください。使用日等の頻繁な変更はご遠慮願います。なお、一度納入された使用料はお返しできません。

## ■ 使用最低人数

毎回の活動にあたっては、5名以上、大会議室Bを使用する場合は、10名以上で活動するものとします。（これに満たない場合は使用できないことがあります。）

## ■ 使用回数

各登録団体の定例活動の公民館使用は、月に最大5回までとします。ただし、団体の本来の活動で臨時的な場合は、その都度公民館と協議し室の空き状況により使用を認められます。（1回とは、午前・午後・夜間の1室の使用のことです。）

## ■ 出席簿の記録

各登録団体は、出席簿（公民館で指定した様式）を備え、毎回の活動人数を記録し「登録団体連絡箱」に保管してください。

## ■ 使用後の現状回復

施設の使用後は清掃し、机や椅子などを元の状態に戻し、活動で生じた材料の残り屑やその他のゴミなどは持ち帰ってください。

## ■ 施設・物品の取扱い

公民館施設や備付の物品などは、破損しないよう丁寧に扱ってください。破損したときは、速やかに公民館事務室に申し出て指示を受けてください。

## ■ 活動内容や天気に応じて必要のない所を消灯するなど、節電にご協力ください。

## ■ 団体の登録事項の変更・解散

登録後に団体の登録事項の変更・解散があった場合は、各公民館に備えてある所定の様式により速やかに届け出てください。

## ■ 登録の取消し

登録団体が要綱に定める基準に満たない場合や、登録団体としてふさわしくない行為をしたと認められる場合は、登録を取り消されることがあります。

## ■ その他

施設の管理運営上必要なことが生じた際には、その都度、職員の指示に従ってください。

